

2025年
令和7年

消費生活カレンダー

だまされません
悪質商法

本当に
自分だけは、
大丈夫？

断れますか？
売りません！



岐阜県県民生活相談センター

～みなさまと県をつなぐ窓口です。お気軽にご相談ください～

- 相談日時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00
- 相談方法 面談・電話のほか、郵便、FAX、WEBによる受け付け
- 相談は無料、秘密は厳守します。

消費生活相談

各市町村と県に相談窓口があります。
県では、毎週土曜日(年末年始・祝日・会館休館日を除く)
も電話相談のみ受け付けます。受付時間9:00～17:00

★こんなときに…

- 訪問販売で買った商品を解約したい。
- 身に覚えのない請求メール・ハガキが届いた。
- カードローンや借金が苦しくて支払えない。

商品やサービスなど契約に関する相談に応じます。
悪質商法の対処方法などを分かりやすく学べる**出前講座**
や、**啓発DVDの貸出**もご利用ください。

TEL 058-277-1003
FAX 058-277-1005

県内の消費生活相談窓口

※各相談窓口により相談日時が異なりますので、
お尋ねください。

- 可茂県事務所 ☎0574-25-3111
- 飛騨県事務所 ☎0577-33-1111

下記2か所で**予約制の面談**を実施しています。
事前にご予約ください。

- 西濃総合庁舎
予約先：県民生活相談センター ☎058-277-1003
- 中濃総合庁舎
予約先：可茂県事務所 ☎0574-25-3111



県民相談

★こんなときに…

県の行政に関する相談や、
日常生活の悩み事、困りごとについて
相談に応じます。
どこへ相談したらよいか分からない方は、
まず、こちらの窓口へおたずねください。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

無料法律相談



県弁護士会所属の弁護士が
ご相談に応じます。

面接での相談です。
面接日を確認の上、上記電話番号
に2日前までにご予約ください。

毎月2回
(原則第1・3水曜日)
相談時間 13:00～

交通事故相談



★こんなときに…

- 過失割合はどう決めるの？
- 損害賠償の額はこれでいいのかな？
- 相手方との話し合いができない。

交通事故担当の相談員が様々な問題の相談に応じます。
また、必要に応じて関係機関をご紹介します。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

交通事故巡回相談 10:00～15:00

完全予約制です。
相談日を確認の上、前日までに上記電話番号にご予約
ください。

- 可茂総合庁舎 毎月第2金曜日
- 飛騨総合庁舎 毎月第4水曜日
- 多治見市役所 毎月第1木曜日 ※祝日の場合は第2木曜日
(多治見市日ノ出町2-15 0572-22-1111)

2024 (令和6年) **11月** 霜月 (しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 仏滅	2 大安
3 文化の日 赤口	4 振替休日 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝
17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 勤労感謝の日 友引
24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負

2024 (令和6年) **12月** 師走 (しわす)

日	月	火	水	木	金	土
1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安
8 赤口	9 先勝	10 友引	11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口
15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝
22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引
29 先負	30 仏滅	31 赤口	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

海産物の「電話勧誘」にご注意！

事例

高齢の母親のところに「以前購入された方に電話をしています。ご承知のように日本国内で大きな地震があり、被災された地域の人を助ける意味でそれぞれの地域の海産物を販売しています。少し高いですが、ご協力ください。」と電話があった。3万5千円から4万円と高額であったため、母があいまいに返事をした。母は、電話を切ってから商品が届くのではないかと不安になり、私に相談をしてきた。そこで私が、母の携帯着信履歴から、相手先事業者と思われる番号に電話をしているがコール音のみが聞こえるだけで応答がない。もし、商品が送られてきたら、どのように対処すればよいか。対処方法を知りたい。

Point

- 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘で契約したときは、8日間のクーリング・オフ制度が定められています。
- 断ったのに商品が届いたら、受け取り拒否をし、代金を支払わないようにしましょう。
- 不安なとき、トラブルになったときは消費生活センターや警察に相談しましょう。

消費者ホットライン：「188」番

警察相談専用電話：「#9110」番



2025 (令和7年)

1月

睦月(むつき)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 元旦 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅
5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安
12 赤口	13 成人の日 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口
19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝
26 友引	27 先負	28 仏滅	29 先勝	30 友引	31 先負	1

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「老人ホーム入居権」を譲ってほしい？

事例

自宅に大手企業の社員だと名乗る男性から電話があり、「近々市内に老人ホームができます。あなたには優先的に入居できる権利があります。」と言われた。不審に思い、「不要です。」と断ったところ、「老人ホームに入居できず困っている他の方に権利を譲りたいので、あなたの名義を貸してほしい。」と言うので、「人助けならいいですよ。」と答えた。その後、弁護士を名乗る男性から電話があり、「あなたが行ったことは名義貸しという犯罪行為になる。権利はあなたが買ったことになっているので、入居するためのお金250万円を払ってもらわないといけない。」と言われ、怖くなって電話を切った。

Point

- 「あなたは入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」などと持ちかけるのは詐欺です。不安であれば留守番電話機能や発信者番号機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- やりとりしてしまっても、絶対にお金は支払わないでください。すぐに警察・家族・友人、消費生活センターに相談しましょう。
- 「周囲の方へ」高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の方の見守りが必要です。高齢者に異変がないか見守り、異変に気づいたら消費生活センターに相談してください。



2025 (令和7年)

2月

如月 (きさらぎ)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 仏滅
2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安
9 赤口	10 先勝	11 建国記念の日 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口
16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝
23 天皇誕生日 友引	24 振替休日 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 友引	1

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

家族や運気の悩みにつけ込む「**靈感商法**」に気をつけて！

事例

雑誌の広告を見て8,000円の開運ブレスレットを申込書にしたがって購入した。後日、その業者から電話があり、「心配事があればそれを書いて送れば運気をあげる霊能者が解決する糸口を見つけてくれる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養を粗末にしていた結果、禍が襲ってくる可能性がある。祈祷し、清めた塩があるので50,000円振り込まれたら、塩をお送りする」と言われ購入した。その後、定期的に塩の交換が必要とされ、500,000円となった。

さらに、塩とセットでお神酒が必要と言われ300,000円を振り込むようと言われた。実際塩が送ってきたので信用していたが、次から次と祈祷のために請求があるのでおかしいのではと思い始めた。

Point

- 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈祷サービスなど関連商品の契約をさせるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈祷サービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- 困った時には、消費生活センター等にご相談ください。



2025 (令和7年)

3月

弥生(やよい)

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	1 先負
2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅
9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安
16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 春分の日 仏滅	21 大安	22 赤口
23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先負
30 仏滅	31 大安					

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理にご注意！

事例

「近所の屋根を修理していたら、お宅の屋根がかなり傷んでいることが見えた。一度点検して修理しないと雨漏りする可能性が高い。損害保険で負担なく修理できるので心配ないですよ。」と言われたので、申込書にサインした。

申込書をよく見たら「保険金額が、見積額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。

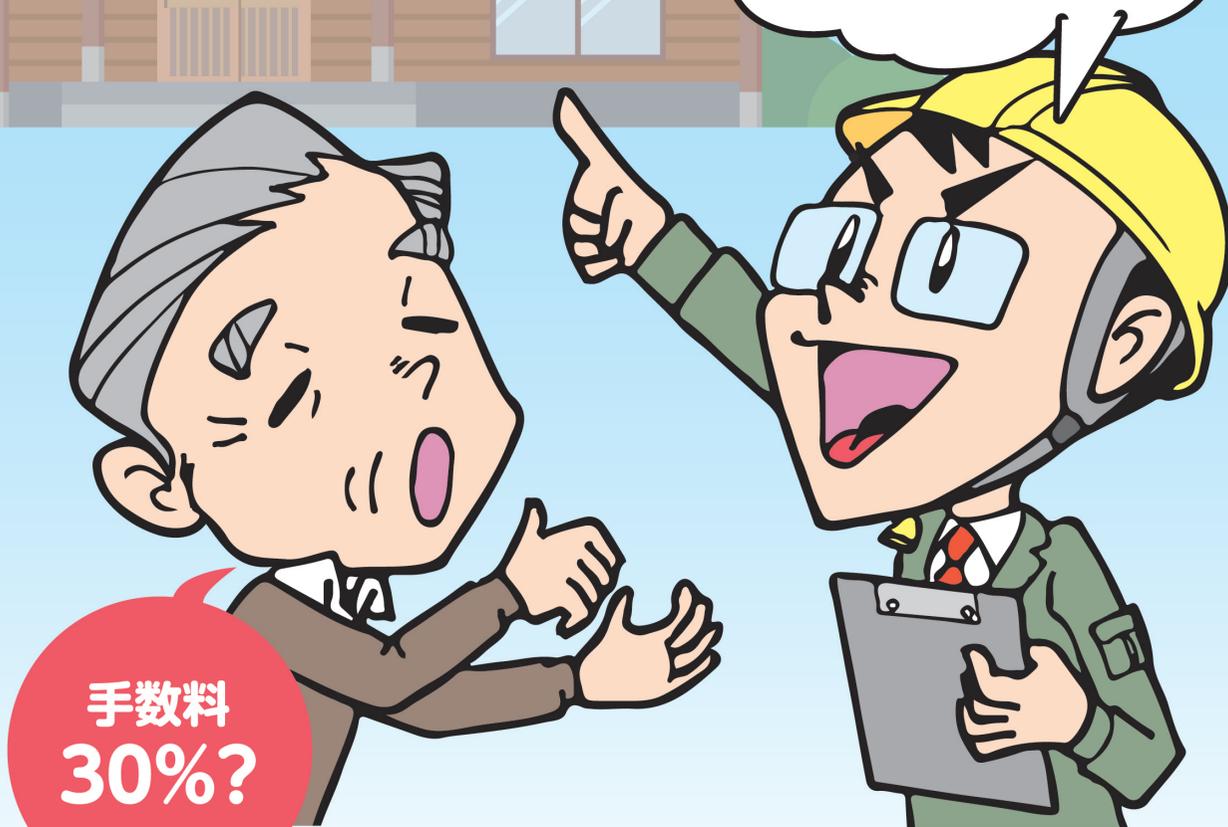
Point

- 自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。



お宅の屋根の修理、
損害保険で
修理できますよー!!

手数料
30%?



2025 (令和7年)

4月

卯月(うづき)

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅
6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負	11 仏滅	12 大安
13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口
20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝
27 友引	28 仏滅	29 昭和の日 大安	30 赤口	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

いつの間にか契約先変更！？「電気の契約切り替えトラブル」

事例

3か月以上前に契約中の電力会社を名乗る男性が来訪した。「アパート全体電力プランがかかる」と言われ、指示された通りスマートフォンから申し込みをした。「後ほど本社から確認の連絡があるので、変更を了承していると伝えるように」と言われ、男性は帰った。その後冷静になり、アパートから知らせがあったわけではないので、確認の電話の時にきっぱりと断った。しかし、先日、電気料金の通知と、ガス料金のマイページができたというメールが届いた。勧誘された電力会社に問い合わせると2月に契約をしていると言われた。しかし、契約書等も受け取っていない。電気とガスの契約を戻したい。

Point

- 電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。
- 電力会社・ガス会社の切り替えは、新たに契約する電力会社・ガス会社に電話等で申し込みをすることで手続きが完了します。
- 契約の意思がない場合ははっきり断りましょう。
- 契約している電力会社から契約内容の変更の案内を受け取った場合には、変更内容をよく確認しましょう。
- 困った時には、消費生活センター等にご相談ください。



2025 (令和7年)

5月

皐月(さつき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1 先勝	2 友引	3 先負 憲法記念日
4 みどりの日 仏滅	5 こどもの日 大安	6 振替休日 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口
25 先勝	26 友引	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「有料老人ホームの退去」じっくり見て契約を！

事例

父が退院する前に有料老人ホームと入居契約を締結し、家賃の前払金を支払った。その後、父の病状が悪化して、退院できずにそのまま死去したので入居契約を解除した。ところが、契約書では「入金日＝入居日」となっており、実際に入居していないにもかかわらず前払金を支払った日に入居したと見なされ、その日から契約終了日までの家賃を請求された。支払わねばならないだろうか。

Point

- ご家族が「入居日＝入金日」という認識がないまま入居契約をしたために発生した入居トラブル。
- 有料老人ホーム設置者は、入居者が居室の利用を開始した日から、契約終了日までの経過日数に対応する家賃等を収受することができます。
- 入居契約を結ぶ前に、いつから費用が発生するのか、契約書の記載内容と、入居開始日の基準を確認する必要があります。



2025 (令和7年)

6月

水無月 (みなづき)

日	月	火	水	木	金	土
1 仏滅	2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅
8 大安	9 赤口	10 先勝	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安
15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口
22 先勝	23 友引	24 先負	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負
29 仏滅	30 大安	1	2	3	4	5

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

必要がなければ断ろう！「定期購読」

事例

一人暮らしの後期高齢者です。現在購読している新聞は、半年後までの契約となっています。2か月前、別の新聞販売店が勧誘に来て、仕方なく半年後から1年間の契約をしました。昨日、また別の新聞販売店が来て、1年半後から1年間の契約を粘られ、熱意に打たれて契約をしてしまった。冷静になって考えてみると、いつまで一人であることができるか不安なため、解約したい。

Point

- 特定商取引法により、昨日行った1年半後からの契約については、クーリング・オフができます。
- 訪問販売は、8日間のクーリング・オフ制度が定められています。
- 特に必要がない限り、先付の契約をしないようにしましょう。



2025 (令和7年)

7月

文月 (ふみづき)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅
6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負	11 仏滅	12 大安
13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口
20 先勝	21 海の日 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝
27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

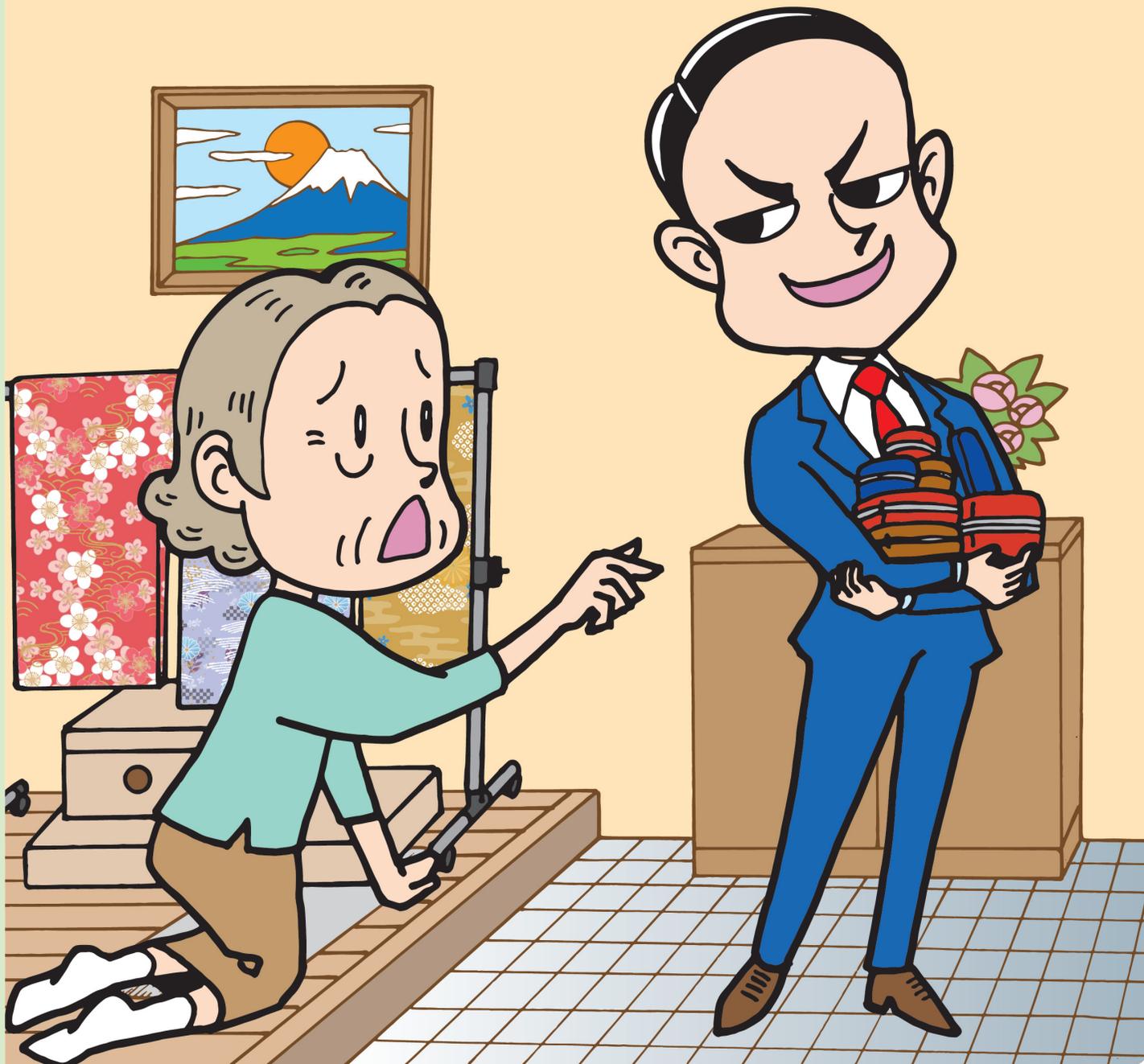
「訪問購入」 貴重で大切なものは見せない、出さない！

事例

2日前に、「いらない着物や衣類は買い取りに伺います。」と電話がありました。処分したい着物があったので、来てもらうことにしました。その日のうちに業者が来て、業者は玄関先に座り込んで、こちらがお願いしている着物等には目もくれず、「宝石や貴金属はないですか」と聞いてきた。業者が強引に話をするので、催眠術にかかったみたいになり、大切な母の形見、自分の結婚指輪などを見せてしまった。業者はまとめて25,000円で買い取りますと言って、一方的に代金と領収書を置いて帰って行ってしまった。どれも大事なものなので、取り戻したい。

Point

- このケースは、特定商取引法の訪問購入に該当します。
- 訪問購入で契約したときは、8日間のクーリング・オフ制度が定められています。
- クーリング・オフの手続き方法がわからない場合や、不安を感じたときは最寄りの消費生活相談窓口で相談してください。



2025 (令和7年)

8月

葉月(はづき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 先勝	2 友引
3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負
10 仏滅	11 山の日 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 先勝
24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引
31 先負						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「おためし」だと思って購入したら「定期購入」だった

事例

500円で腸内環境を改善できるというお試しサプリメントのSNS広告を見てネット通販で申込み、支払いは携帯決済をした。翌月も同じ商品が届いたので業者に問い合わせると5回以上の購入が条件の定期購入で申し込んでいると言われた。お試しのみでやめたいと伝えたところ規約を確認するように言われた。広告画面や申込画面に定期購入であるとは書かれていなかったと思う。2回目以降はキャンセルしたいが可能か。

Point

- 通販にはクーリング・オフの制度はありません。返品は業者の返品特約に従う必要があります。
- お試し500円に目がいき、継続条件のある定期購入の申し込みであることを見逃すことがあります。契約する前に購入条件をチェックしましょう。
- 定期購入と書かれていない申込画面を保存してないのであれば、2回目以降のキャンセルは難しい。したがって、定期購入と書かれていない申込画面を保存しておきましょう。



2025 (令和7年)

9月

長月 (ながつき)

日	月	火	水	木	金	土
31	1 仏滅	2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負
7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝	11 友引	12 先負	13 仏滅
14 大安	15 敬老の日 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安
21 赤口	22 友引	23 秋分の日 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝
28 友引	29 先負	30 仏滅	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

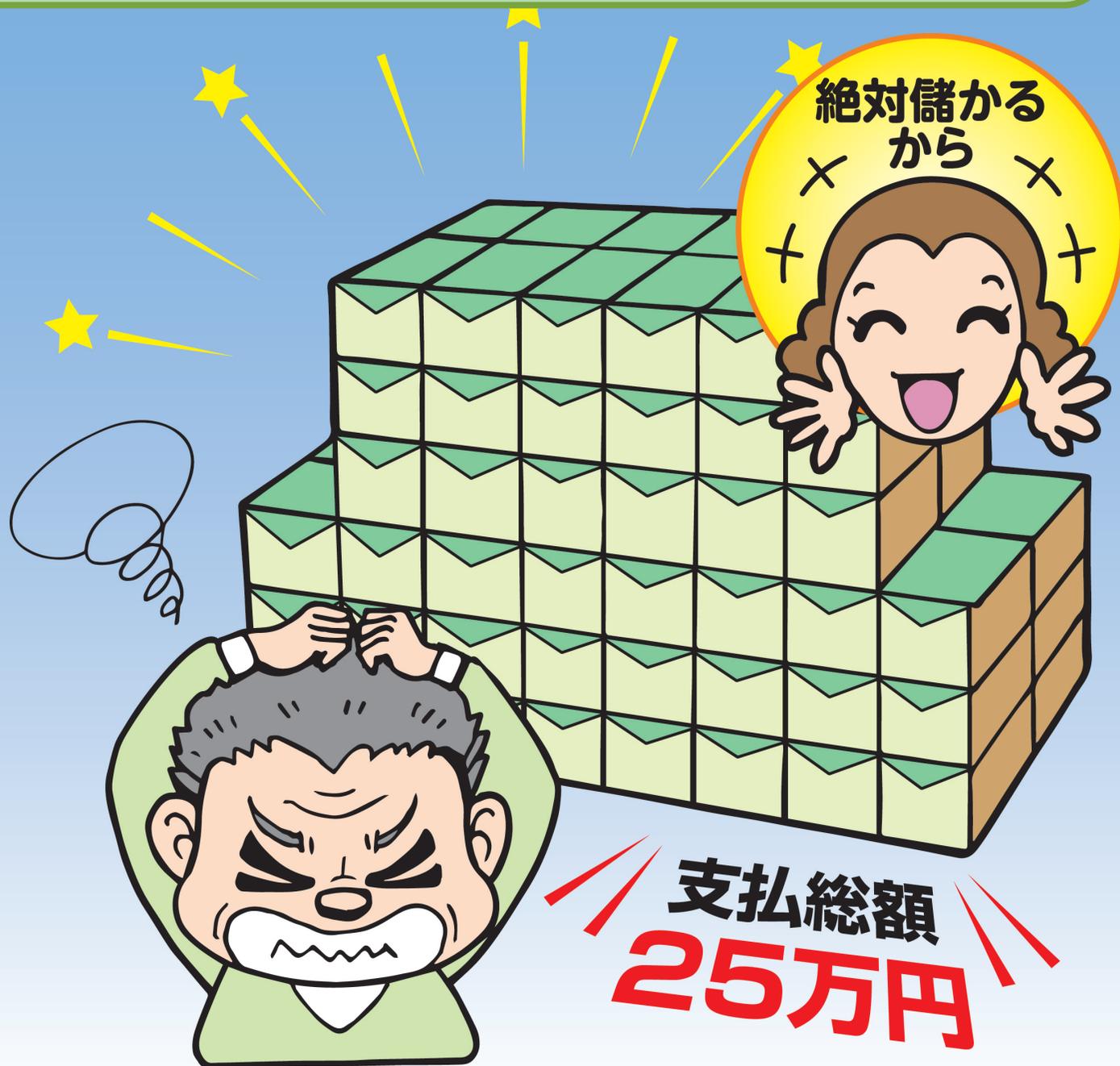
「マルチ商法」信じない、うまい話に、落とし穴

事例

知人から「絶対もうかる」と勧められ、健康食品を多量に購入した。友人らを勧誘しようとしたが、思うように勧誘できない。自分で飲んだりもしたが、多くの在庫がある。支払い総額は25万円。2年間毎月クレジットで支払う約束だが、高額なので払い続けられそうにない。販売業者に「解約したい」と連絡したら「約束どおり支払ってほしい」と断られた。

Point

- マルチ商法では、20日間のクーリング・オフ制度が定められています。さらに、中途解約権と購入商品の返品ルールも規定されています。これはクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、入会后1年以内に退会した場合は、商品の引き渡しを受けて90日以内で、商品を再販売しておらず未使用であれば、商品を返品して、購入価格の90%相当額の返金を受けることができるというものです。
- この事例のケースでは、クーリング・オフ期間を過ぎていましたので、中途解約する旨を販売業者へ文書で通知する必要があります。
- 「絶対もうかる」などのもうけ話にはくれぐれものらないことです。



2025 (令和7年)

10月

神無月 (かなづき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引
5 先負	6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝	10 友引	11 先負
12 仏滅	13 スポーツの日 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅
19 大安	20 赤口	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝
26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝	1

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「ウイルスに感染しました」にご注意！

事例

パソコンを操作していたところ、突然警告音が鳴り、「ウイルスに感染した」との表示になった。ウイルスを除去するためには、セキュリティソフトを新たに購入するよう書かれていた。表示されていた電話番号に電話をしたところ、片言の日本語を話す女性が対応し、その女性の指示に従い、セキュリティソフトの契約をし、クレジットカードで支払った。家族に話をしたところ、詐欺ではないかと言われた。どのように対応したらよいか。

Point

- 警告画面が表示されても、慌てて事業者へ連絡したり、セキュリティソフト等の契約をしてはいけません。
- 表示された画面が偽の表示と考えられる場合は画面を終了しましょう。偽かどうか判断がつかない場合は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談しましょう。
- セキュリティソフトをインストールしてしまった場合や警告画面表示が消えない場合等の対処方法については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にするか、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談しましょう。
- 対応に困った場合、まずは最寄りの消費生活相談窓口へご相談しましょう。



2025 (令和7年)

11月

霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 友引
2 先負	3 文化の日 仏滅	4 大安	5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負
9 仏滅	10 大安	11 赤口	12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅
16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 仏滅	21 大安	22 赤口
23 勤労感謝の日 先勝	24 振替休日 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝
30 友引						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「投資する」ときにご注意！振込先に個人名口座はない。

事例

老後に備えて退職金を運用する勉強をするため、SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。そこで、実際に資産運用に成功したという事例を聞き、投資セミナーの運営事業者に勧められてFX取引を始めた。FX取引アプリが無料で提供され、取引を進めると利益が出たので徐々に投資額を増やし、計400万円を毎回異なる個人名口座に振り込んでいた。その後、400万円の出金を求めたところ、「出金には税金として80万円が必要」と言われ振り込んだ。しかし、「間違った口座に入金された」と言われ、再度別の口座に80万円を請求され、指示通りに振り込んだ。しかし400万円は出金されなかった。騙されたと思うが、どうしたらいいか。

Point

- SNS上の投資グループに注意してください。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。
- 無登録業者との取引は行わないでください。
- FX取引の仕組みがよく分からなければ契約しないでください。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。



2025 (令和7年)

12月

師走(しわす)

日	月	火	水	木	金	土
30	1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引
7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負
14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 大安
21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口
28 先勝	29 友引	30 先負	31 仏滅	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

『クーリング・オフ』を利用してきましょう!!

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

※クーリング・オフをしても連絡がつかなかったり、返金してくれない事業者もあります。契約はよく考えて慎重にしましょう。



クーリング・オフのポイント

- ①契約書を受け取った日を含めて8日以内（内職・モニター商法・マルチ商法は20日以内）に必ず書面で通知します。電子メール等の電磁的方法によることも可能です。
- ②書面（はがきなど）はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- ③代金をクレジット払いとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売事業者名を必ず記載します。

はがきによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

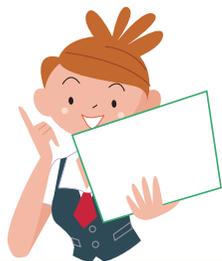
□□□□□□	◀ 表	▼ 裏
事業者住所 事業者名	様	契約解除通知書 契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売者 ○○○○株式会社 ○○営業所 担当者○○ 上記契約を解除します。 支払済みの○○○円を返金し、商品はお引き取りください。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
代表者名		

クレジット会社への通知

□□□□□□	◀ 表	▼ 裏
クレジット会社住所 クレジット会社名	様	契約解除通知書 契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売会社 ○○○○株式会社 ○○営業所 上記契約は解除します。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
代表者名		

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活相談窓口は、あなたの強い味方です!

消費者
ホットライン

☎188 (いやや!)

※お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

ホームページをご覧ください

消費者トラブルの事例やアドバイスが掲載されています。

岐阜県消費者の窓

検索